

第七回 参議院内閣委員会會議録第一号

昭和二十五年二月二日(木曜日)午前十一時三十二分開会

委員氏名

- 委員長 河井 彌八君
- 理事 カニ 邦彦君
- 理事 中川 幸平君
- 理事 佐々木 龍藏君
- 理事 梅津 錦一君
- 一松 政二君
- 城 義臣君
- 紅露 みつ君
- 深川 榮左衛門君
- 市来 乙彦君
- 下條 康慶君
- 竹下 豊次君
- 町村 敏實君
- 堀 眞琴君
- 三好 始君

委員の異動

十二月二十二日委員竹下豊次君辭任につき、その補欠として山内卓郎君を議長において指名した。

十二月二十六日委員山内卓郎君辭任につき、その補欠として竹下豊次君を議長において指名した。

一月二十六日委員中川幸平君辭任につき、その補欠として大屋晋三君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

- 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 理事の補欠互選の件
- 委員(河井彌八君) これから内閣

委員会を開会いたしました。外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府より本案提出の理由の説明を願います。

○政府委員(川村松助君) 只今から外務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明申上げたいと思ひます。

外務省の機構の一部を改正するため、外務省設置法の一部を改正する法律案を提出いたしました。行政機構を簡素化するために審議会等を極力整理いたしました。政府の方針に副うて外務省は中央連絡協議会、地方連絡協議会、出入国管理連絡協議会、在外公館等借入金整理準備審査会については、中央連絡協議会及び出入国管理連絡協議会を廃止することになりました。在外公館等借入金整理準備審査会は、昭和二十四年六月一日に公布されましたが、その施行令が十二月二十日に公布施行されたのであります。そのため本審査会を外務省設置法に規定いたしました次第であります。

次に今般の占領軍民事機構の改組の結果、関東地方民事部は、東京と神奈川、静岡両県のような重要な都県を新たに管轄することになりました。その重要性和事務内容の複雑性が一段と増大いたしました。外務省といつては、占領軍の管轄区域に対応いたします。連絡網の整備、事務局を設けて占領軍との連絡に當つておる次第であります。先に述べました関東民事部の重要性の増加に対応いたしま

して、新たに関東連絡調整事務局を設けたいと思ひます。事務連絡に遺憾なきを期したいと存じておる次第であります。

以上が提案理由の概要であります。どうか慎重に御審議の上御採択を願ひたいと思ひます。

○委員(河井彌八君) この際何か御質疑がありますれば御答言願ひます。それでは尚、島津政務局長から逐條についての御説明があるようですが、それをこの際お伺ひいたします。

○政府委員(島津久大君) 外務省設置法の一部を改正する法律案につきまして逐條御説明を申し上げます。審議を願ひます。外務省設置法の一部を改正する法律案、二枚になつておりますのでございませう。これと現行の外務省設置法、両方を対照して御覽を願ひたいと思ひます。

先ず第十二條でございますが、この中「中央連絡協議会、出入国管理連絡協議会」とございませうのは、「在外公館等借入金整理準備審査会」に改めると申しますのは、中央連絡協議会及び出入国管理連絡協議会を廃止いたしました。新たに在外公館等借入金整理準備審査会を設置するという意味でございます。行政機構簡素化の一環といたしまして、各省庁に附屬する審議会等を縮減する審議会等整理方針というものは、かねてから行政管理局で検討されておつたのでございませうが、十一月四日の閣議で決定いたしました次第であります。これに基く個々の審議

会等の存廃は十二月四日の閣議で正式決定をされまして、外務省は、中央連絡協議会、地方連絡協議会、出入国管理連絡協議会、在外公館等借入金整理準備審査会のうち中央連絡協議会及び出入国管理連絡協議会を廃止することになりましたのでございませう。中央連絡協議会は、外務事務次官を会長といたしまして、連合国官憲との連絡に關する各行政機關の事務の緊密な連絡を図るために、關係行政機關が協議するための機關として運営されて来たものでございませう。出入国管理連絡協議会は、外務事務次官を会長としまして、出入国の管理並びに不法入国の取締及び不法入国者等の送還に關する關係行政機關の事務の連絡調整を図るために、關係行政機關が協議するための機關として昨年九月以来運営されて来たものでございませう。これら二つの協議会が取扱つて来た事項につきましては、今後は必要の都度、關係機關の係官の協議によつて処理して行きたいと考えております。在外公館等借入金整理準備審査会は、太平洋戦争の終結に際しまして、在外公館、邦人自治団体等が引揚費、救済費等に充てるために在留邦人から借入れた資金を、国の債務として承認するための審査を行うための機關であります。審査会設置に關する法律は、昭和二十四年法律第七十三号として公布されまして、昭和二十四年十二月二十日、政令により施行、即ち昨年十二月以来、審査会が設置されておりますが、これを新た

に設置法に規定した次第でございます。外務省設置法の第十二條及び第十四條の改正は以上の点の改正でございます。

次に、設置法の第十七條を改正いたしました。新たに関東連絡調整事務局を設置することになりました。連絡調整事務局は、地方にありまして連合国官憲との連絡に關する各行政機關の事務の調整を主として掌るものでございまして、連合国官憲の管轄区域に対応しまして、横浜を初め全四十一ヶ所に設置されております。ところが、今般連合軍民事機構が改組されまして、昨年十一月三十日を以ちまして府県單位の民事部は全部廃止せられまして、地方における民事事務は、全四十八地区に存する地方民事部が直接これと管轄することになりました。これを関東地方について見ますと、従来東京都、神奈川、静岡、両県の各民事部は、第八軍の直轄下に置かれておりました。埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城、山梨及び長野の七県民事部は関東地方民事部の統轄を受けておりましたが、今回の改組によりまして、各都府県の民事部は廃止され、東京都、神奈川、静岡両県は新たに関東地方民事部の管轄下に編入されることになったのでございませう。従来、第八軍及び関東地方民事部の連絡は、横濱連絡調整事務局が當つておりましたが、関東地方民事部の重要性の増加に対応しまして、ここに新たに関東連絡調整事務局を設置しまして、関東地方民事部との連絡に當

に設置法に規定した次第でございます。外務省設置法の第十二條及び第十四條の改正は以上の点の改正でございます。

次に、設置法の第十七條を改正いたしました。新たに関東連絡調整事務局を設置することになりました。連絡調整事務局は、地方にありまして連合国官憲との連絡に關する各行政機關の事務の調整を主として掌るものでございまして、連合国官憲の管轄区域に対応しまして、横浜を初め全四十一ヶ所に設置されております。ところが、今般連合軍民事機構が改組されまして、昨年十一月三十日を以ちまして府県單位の民事部は全部廃止せられまして、地方における民事事務は、全四十八地区に存する地方民事部が直接これと管轄することになりました。これを関東地方について見ますと、従来東京都、神奈川、静岡、両県の各民事部は、第八軍の直轄下に置かれておりました。埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城、山梨及び長野の七県民事部は関東地方民事部の統轄を受けておりましたが、今回の改組によりまして、各都府県の民事部は廃止され、東京都、神奈川、静岡両県は新たに関東地方民事部の管轄下に編入されることになったのでございませう。従来、第八軍及び関東地方民事部の連絡は、横濱連絡調整事務局が當つておりましたが、関東地方民事部の重要性の増加に対応しまして、ここに新たに関東連絡調整事務局を設置しまして、関東地方民事部との連絡に當

らせ、横浜連絡調整事務局は、規模を縮小いたしました。第八軍司令部との連絡に当らるることとしたのであります。

以上が十二條、十四條、十七條の關係でございます。この附則につきましては、施行期日及び機構の改革に伴う關係法令の改定を規定した次第でございます。

○三好始君 数点について順次お尋ねいたしたいと思ひますが、先ず第一番に、在外公館等借入金整理準備審査会は、これは今回新たに設けられるという事でなくして、すでに昨年十二月以来設置されているという事であります。これを今回外務省設置法の中で確認したようなものではないかと思ひますが、ただ審査会を設けることだけを規定して、審査会がどういう組織、所掌事務を持つていくかについては、全然規定がないのであります。

○政府委員(島津久大君) 在外公館等借入金整理準備審査会法の第二條に、只今お話のように、「借入金の整理に必要な準備をするため、外務省に在外公館等借入金整理準備審査会を置く。」という事を規定してございまして、その内容につきましては、政令に譲りまして、昭和二十四年十二月二十日、政令第三百九十一号、在外公館等借入金整理準備審査会法施行令というもので仕事の内容を規定している次第でございます。

○三好始君 そういたしますと、他の法律、政令に規定があるというので、ここに何ら規定がなされなかつたという事なことであります。その中であれば、他の法律、政令に委任するような意味を挿入するなり、何らかの形で体裁を整える必要があるのではないかとと思ひますが、それをされないのはどういふわけなんでしょうか。もつと具体的に申しますと、在外公館等借入金整理準備審査会法或いはその施行令が別に審査会法によるというふうな規定を設けると、二形態が整うのではないかとと思ひますが、ただ行政機関だけを設けて、それについてどういふ組織を持つていくのか。どういふ所掌事務を持つていくのか。全然設置法に規定がないというのは少し変じやないかと思ひます。

○政府委員(島津久大君) 只今の御質問は、別に法律があつても、外務省設置法の方に何かそれとつながりを規定して置かないと変じやないかという御質問と思ひます。

○三好始君 さうでございます。○政府委員(島津久大君) その点は必要がないという事で、在外公館等借入金整理準備審査会法に先んじてきており、それに具体的なことを全部規定しているの、関連を謳わなくても、両方とも関連しているの、別につながりをつける規定は設けませんでも、實際上の支障はないと考えます。

○三好始君 私は設置法に、一定の機關を設けて、それに対して組織、所掌事務を全然設置法自身で規定しないのは少し体裁が整つておられないじやないかとお尋ねいたしましたわけでありまして、が、實質的に申しますと、こういう行政機関の設置に關する法律を作るときに、設置法と切離して單獨に作つたというところに一つの問題があるのではないかと。これは設置法立案当時予想されなかつた問題ですか。或いは予想されておつたが、何か理由があつて別個に切離して法律として作つたものでしょうか。

○政府委員(島津久大君) 設置法當時には予想をしていなかった事項でございます。

○三好始君 そういたしますと、設置法立案、或いは制定後にこういうものが必要になつて来たので、設置法改正の手続でなしに單獨の法律として制定するに至つた、こういうわけでありませんか。

○政府委員(島津久大君) 只今の御質問の通りであります。

○三好始君 そうしますと本来ならば、外務省設置法を改正して、在外公館等借入金整理準備審査会を設けるのが正しい行き方であつたのを、便宜の措置をとられたというふうに解釈するものであります。いすれにいたしましても、すでに昨年存在する機關を、一応外務省設置法の中にあつてから確認したような形で挿入するのが、今回の改正案の一つの内容になつておるのであります。私はそういう時期の前後はありますが、一応外務省設置法自身の中にも、審査会は、別に定める審査会法によるかという規定をやはり挿入した方がよいのじやないか、こういう感じがするのであります。それが、ついでにはつたが、それを付ける必要がない

○政府委員(島津久大君) 従来は横浜の連絡調整事務局は、他の連絡調整事務局の事務を統合維持するような事務もやつておつたのでございますが、今は他の調整事務局と同じ立場に並んだ恰好になるのでございます。

○三好始君 横浜連絡調整事務局と東連絡調整事務局を別個に設ければならないような特別な理由があるのかどうか、これを一本にすることができないだらうかということ、或いは常識的な見方も分りませんが、考えるのであります。それを別に設けた理由について承りたいと思ひます。

○政府委員(島津久大君) 関東連絡調整事務局を置きましたのは、司令部側の機構に対応いたしました。司令部の方でできたものに合せて作りました次第でございます。尚、横浜の連絡調整事務局を残しましたのは、民事關係の事項が、第八軍から司令部の方に移されましたけれども、尙第八軍が存在いたしまして、第八軍關係の事項、殊に治安問題その他第八軍の關心を持つております仕事に相当な部分がございます。その關係上、横浜の事務局を縮小

たのであります。○三好始君 私がお尋ねいたしたいのは、関東連絡調整事務局が、今の横浜連絡調整事務局で行う予定の事務を合せて行なつて行くことができないかどうか。従来は一つで双方のことをやつておつたわけでありまして、今度これが二つに割れて新たに一つ増したことになるわけですが、これを関東連絡調整事務局でやれないものかということでございます。

○政府委員(島津久大君) 只今御質問の点は、地理的の事情によるのでございまして、横浜と東京と離れておりましたと、横浜の仕事は東京で緊急に処理することが非常に不便な關係もあるのでございます。極力横浜の機構は縮小いたしました。經費、人員その他の点でも拡張になつた恰好にはなつておりません。

○三好始君 附則に關してお尋ねいたしたいのであります。附則第三項の「出入國の管理に關する政令」の問題であります。この政令によつて、外務省設置法が相当部分改正されたわけでありまして、そういう國會としては相當慎重に審議して制定された設置法が、ポツダム政令によつていつの間にか變つていくことになるわけでありまして、可なり重大な問題だと思ひます。この政令が設けられるに至つた事情、それからこの政令の内容で、設置法に關係する部分、設置法制定当時全然予想されておらなかつたかどうか。そういうふうな問題についてお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(島津久大君) 御説明申上げます。第一の御質問に關しましては、

たのであります。○三好始君 私がお尋ねいたしたいのは、関東連絡調整事務局が、今の横浜連絡調整事務局で行う予定の事務を合せて行なつて行くことができないかどうか。従来は一つで双方のことをやつておつたわけでありまして、今度これが二つに割れて新たに一つ増したことになるわけですが、これを関東連絡調整事務局でやれないものかということでございます。

○政府委員(島津久大君) 只今御質問の点は、地理的の事情によるのでございまして、横浜と東京と離れておりましたと、横浜の仕事は東京で緊急に処理することが非常に不便な關係もあるのでございます。極力横浜の機構は縮小いたしました。經費、人員その他の点でも拡張になつた恰好にはなつておりません。

○三好始君 附則に關してお尋ねいたしたいのであります。附則第三項の「出入國の管理に關する政令」の問題であります。この政令によつて、外務省設置法が相当部分改正されたわけでありまして、そういう國會としては相當慎重に審議して制定された設置法が、ポツダム政令によつていつの間にか變つていくことになるわけでありまして、可なり重大な問題だと思ひます。この政令が設けられるに至つた事情、それからこの政令の内容で、設置法に關係する部分、設置法制定当時全然予想されておらなかつたかどうか。そういうふうな問題についてお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(島津久大君) 御説明申上げます。第一の御質問に關しましては、

たのであります。○三好始君 私がお尋ねいたしたいのは、関東連絡調整事務局が、今の横浜連絡調整事務局で行う予定の事務を合せて行なつて行くことができないかどうか。従来は一つで双方のことをやつておつたわけでありまして、今度これが二つに割れて新たに一つ増したことになるわけですが、これを関東連絡調整事務局でやれないものかということでございます。

で仕事の内容を規定している次第でございます。第一の御質問に關しましては、

○説明員(矢口龍藏君) 御説明中上げ
を完了したのであります。その八
五五近くまで登録しております。六十
五五のうち八五五登録するといふこ
とは、前に正式に入国した者がいわゆる
証明書を貰うのであります。その証
明書を新しく今度取換するのであり
ますから、今度登録した者はすべて合
法的な手段によつて入国した者である
と認定していいのであります。残りの
者がどれだけあるかといふことになる
のであります。農林省の配給関係者
の統計によりますと、七十五方あるそ
うであります。そういたしますと、ま
あそれ以外に露人人口或いは地下に潜
つて居る人間を加えますと、七十五方
に十五方加えると九十方といふ数が出
る。大体この辺が正しい数字ではない
かと、こう推定いたしております。

○委員(河井彌八君) もう一つ伺
います。今の御説明は主として韓国から
入国する人のことでありまして、台湾
若しくは中華民国の方から来る数ばど
れくらいですか。

○説明員(矢口龍藏君) この中国関係
と申しましても、現在入りつつありま
すのは、殆んど台湾だけでございます
して、これは誠に寥寥として年に五百
人以下といふくらいで、精々そのくら
いである。五百人にも達しないのじや
ないかと、これは極めて漠然たる数字
でございます。この点は先程から繰
返しております通り不正入国でござい
ます。その外に申上げなければなりま
せん。御承知の通り外国扱い
といふは、日本の統治権が及んで
おりません関係上、向うから参ります
人も或る種の規則に反すれば、いわゆる
不正入国者としての烙印を押される

○委員(河井彌八君) もう一つ伺
います。御質問に對しましては、この
設置法ができた當時には、こゝろの事
態が全然予想できなかったといふこと
を申上げて置きます。

○委員(河井彌八君) 一、二私から
伺いますけれども、改正の結果、定員
にどういふ影響があるかといふことを
お伺いしたいのですが。

○政府委員(島津久大君) 定員には関
係ございません。

○委員(河井彌八君) 尙、申しま
す。減少するの或いは増加するの
かといふ意味で伺つたのですが、現在の
ままでやるという意味ですか。

○政府委員(島津久大君) 増員をし
ないでございませぬ。

○委員(河井彌八君) 増員しない。
尙、伺います。經費の、予算の関
係はどうなりますか。

○政府委員(島津久大君) 予算にも増
減はございません。

○委員(河井彌八君) もう一つ伺
います。

ますが、最近非常に秘密の入国、出
の事実が多いといふことが伝えられて
おりますが、そういう事項についてど
のくらいな人間が応入つて来てお
るか、出て行つておるか、或いはその
トはどうなつておるか、或いはその
取締の事実はどうだとかいふような
点について、何か詳しい説明ができれば
伺いたいと思つておられます。

○説明員(矢口龍藏君) お答えいた
します。終戦後今日まで、不正入国
して参りました朝鮮人、台湾人、そ
の他、なかならず朝鮮人が主であり
ますが、その概数を把握することは極
めて困難なものであります。これが即
不正入国の特質であるのであります
から、法務府の想定しているものと、
國家警察の想定しているものと、相
當の開きがございますが、三十万乃至
二十万、或いは十五万と申上げた方
がいいと思つておられますが、三十万
と一応の推定がございまして、即ち終
戦後四ヶ年の間に三十万乃至十五万
のこの点は先程申上げました密入国
でありますから分りませんが、諸般の
情勢を見まして、それだけの人間が
入つて来ておられます。仮りに法務
府の推定するごとく三十万といは
し、余といふことになつておられます
が、私内輪に申上げておられますが、
八万近くの不正入国者が年にあるとい
う驚くべき事実があるものであります
。これが不正入国者の總数でございま
す。そのルートと申上げますと、ま
あ台湾関係は比較的少うございま
す。朝鮮を主体にして申上げますと、
南朝鮮、北朝鮮、なかならず南朝鮮
釜山、あの一帯の沿岸から出発しま

て、山口県、福岡県、長崎県、島根
この線が一番多いのであります。最
最近海上保安庁、國警等の防備がそ
の方面に強化せられました関係上、
彼等は第二のルートを選びまして、
鹿児島方面から神戸方面、紀州方面
やつて来るという一つのルートも
あります。もう一つは、東北地方に
出て来て、富山、石川、新潟、山形
と、この隙を狙つてやつて来るのも
相當でございます。もう一つは、聊
か奇異にお感じになるかも知れませ
んが、瀬戸内海に入つて来て、瀬戸
内海あたりに、広島あたりに上陸
するといつたふうな、各種各様の
ルートがございます。要するに防備
の手落ちを狙つてやつて来るとい
ふ一言に盡くると思つておられます。
従来は氣候によりまして、即ち冬
季の間は少く、春、夏、秋にかけ
て多かつたのであります。最近の
情勢は、氣候に無関係で一年中同
じような率でやつて来るものと申
上げておられます。

第三点に、防遏の手段につきまして
は、海上保安庁が第一線に立ちま
して、その前に申上げなければなら
ぬのは、不正入国は、必ず密貿易
と表裏一体をなしております。自然
これが取締に當つておられます。海
上保安庁の外、大蔵省税關部の人
達も懸命な努力を拂つてやつてお
られます。殊に對馬、山口、福岡、
長崎、あの線は相當に強化しつ
つておられます。皆皆御承知の通り
日本の警察官なり、海上保安庁の
勢力というものは、占領軍の意向
によつて極めて制限されておられ
ますので、尤も而かも武裝の程度
十分でなく、そのため先程申上げ
ました三十万以上

乃至は十五万近くの密入国者が四
ヶ年の間にありといふ如何わしい
事態が展開して居るのであります。

御質問の線には外れるかも知れませ
んが、最近議會でも問題になつて
おり、新聞紙上を賑わしておられ
ます。一月に入つてからの八隻の
日本船の拿捕につきまして、我が
日本側におきましても、その重要
性を認めまして、極力司令部側
と折衝して、韓国の援助を得て
折衝して、韓国の援助を得て折衝
して、韓国の援助を得て折衝して
おり、幸にして司令部側の非常
なる力の入れ方によつて先ず円満
に解決し、今後は先ずこゝろいつ
たふうなことが繰り返されな
いであらうといふ見通しが付いて
おります。以上を以てお答え
いたします。

○委員(河井彌八君) ついでに伺
います。私共が聞いております密入
者の数はもつと多いように聞いて
おられるのであります。大体三十
余方といふのは一番多いと見て
の政府の方の御見解ですか。

○説明員(矢口龍藏君) もう少し、
内目目に申上げたのであります。通
常の常識となつておられますのは
百万と申しておられます。これは
主として、従来は勿論朝鮮人であ
りますが、そのうち六十方が正規
入国者であつて、四十方が不正
入国者といふやうな常識になつて
おります。併し諸般の事情も考
へますと、これは聊か行き過ぎ
じやないかといふので、先程の
やうなことを申上げたのであり
ます。実は皆皆御承知の通り、
今から三年前に外人登録令とい
ふものを施行いたしました。それ
に登録した朝鮮人が六十方ちよ
つと出ておられます。このたび
登録令を改正いたしまして、新
たに一昨日を以て登録

昭和三十五年二月二日

第一節 内閣委員会會議録第一号

とことなつておりますが、この点は数は私持ち合せておりませんけれども、若干数ある、相当数ある筈であります。

○委員(河井彌八君) もう一つ伺います。只今お話を韓国、主として韓国から入国する人の方は、韓国人だけではない、そういふことをやるのか、内地人がそのの手引をしておるのかというふうな点が可なり重要だと思ひますが、そういうことについての政府の調査の結果を伺いたしたいと思います。

○説明員(矢口龍藏君) お答え申し上げます。先程申し上げました通り、不正入国は必ず密貿易を伴ひまして、密貿易をするために不正入国をするものもありませんし、或いは不正入国を目的として、かたんに密貿易をやるといふものもありません。いずれかに目標があるのであります。いずれにせよ、兩者不可分のものであります。これは統計的な調査は困難でありますから分りませぬけれども、大体彼等の、彼等といひますのは朝鮮人関係の話を聞いてみますと、極端な場合には四隻に一隻成功すれば元はとれると、三隻に一隻だけ成功すれば、成功といふのは密輸入を完了すればという意味でありまして、元はとれるといふのであります。ましてや三隻とも成功した場合に非非常な收得になる、こういうのであります。それでこれは参ります者はいわゆる朝鮮人、韓国人でありますけれども、日本人側のいわゆるそういうものを商売とする密貿易団とでもいいますか、その手引によつてやつてゐる者があることは明らかであります。これらの点は国警等によつて相当嚴重に取締り又は逮捕しております。

れども、その根柢を洗う段階にまではまだ達しておりません。これを要するに主体は朝鮮人でありまして、日本人がそれに協力している、手引しているのは事実であります。

○三好始君 今のお話に関連するのですが、密貿易によつて取扱われている物資はどういうふうなものでしょうか。

○説明員(矢口龍藏君) 各種各様でございますが、一番向うから参りますものは薬品類、サントニン、ベニシリン、こういうつたものは香港経由でどこからか入つて来るらしいようでありまして、牛、皮、それから高級の繊維製品、これはやはり香港経由で来るものを流しているわけでありまして。こちらから参りますものは文房具、化粧品、比較的低廉なる繊維製品、こういうつたものが主体をなしているようであります。密輸入でありますから、米とか鉱石といつたふうなものは嵩む関係上取扱ない。軽量で値打のあるものということになりまして、自然そういうことになつて参ります。

○委員(河井彌八君) 何か御質疑はありますか。

○三好始君 他に質疑がないようです。本日はこの程度で散会して次回にいたしましたらどうでしょうか。

○委員(河井彌八君) 如何でしょうか。外務省設置法の一部改正法案につきましては、審議は今日はこの程度に止めて置こうと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。

○委員(河井彌八君) 尚、一件、理事中川幸平君が辞任になりましたので、それで大屋晋三君が委員になりましたので、理事の補欠選挙が必要であります。これをどういたしますか。

○三好始君 委員長に一任したいと思ひます。(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めますから、委員長が決定いたしました。適当な方法で発表いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時十九分散会。出席者は左の通り。

- | | |
|-----|--------|
| 委員長 | 河井 彌八君 |
| 理事 | 佐々木鹿藏君 |
| 委員 | 一松 政二君 |
| | 城 義臣君 |
| | 市来 乙彦君 |
| | 竹下 豊次君 |
| | 町村 敬貴君 |
| | 三好 始君 |

- | | |
|------|---------------------|
| 政府委員 | 外務事務次官 川村 松助君 |
| | 外務事務官 (政務局長) 島津 久大君 |
| | 外務事務官 (管理局長) 矢口 龍藏君 |

十二月十六日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、恩給法の改正ならびに恩給支拂促進に関する請願(第七五号)
- 一、運輸省運輸局分室の地方庁移譲反対に関する請願(第七六号)
- 一、運輸省陸運局分室の地方庁移譲反対に関する請願(第七七号)

第七五号 昭和二十四年十二月六日受理
恩給法の改正ならびに恩給支拂促進に関する請願
請願者 名古屋市中村区名古屋鉄道局内国鉄労働組合 中部地方評議会内 横山利秋

紹介議員 内村 清次君
退職者にとつては、恩給は唯一の生活更生資金であるが、従来から恩給の支給額の決定および支給は相当に遅延するが通例であつて、受給者の生活または更生にも差支えることが多いから、これら受給者の要望をくまれて、支給金額の大幅増額、支給期間の明示等恩給制度の円滑な運営を図るため恩給法の適切な改正を行われたい、同時に支給の促進について留意せられたいとの請願。

第七六号 昭和二十四年十二月六日受理
運輸省陸運局分室の地方庁移譲反対に関する請願
請願者 岡山市西中山下一五四社団法人岡山県交通会 議所会長 松田壯三郎 外八名

紹介議員 太田 敏兄君
輸送は鉄道、船舶および自動車等相互に連絡せねばならないが、再び運輸省地方陸運局分室が地方庁に移譲される由であるが、交通行政は中央地方を通じて一元的に運営せらるべきで、地方庁移譲はその一貫性を失ひ本来の機能發揮に支障が多く、一方事業経営について地方庁がこの監理行政を分担すると鉄道と自動車の監督が分離してため

に輸送の混乱を来し、この事業の榮達を阻害する虞があるから陸運局分室を現在のまま存置せられたいとの請願。
第七七号 昭和二十四年十二月六日受理
運輸省陸運局分室の地方庁移譲反対に関する請願
請願者 広島市大手町広島県自動車整備工業協同組合 理事長 栗山利雄外十名

紹介議員 橋本萬右衛門君
この請願の趣旨は、第七六号と同じである。
十二月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、郡山営林局新設に関する請願(第一二五号)
- 一、恩給法臨時特例改正に関する請願(第一八六号)
- 一、恩給法臨時特例改正に関する請願(第一九八号)
- 一、恩給一時金即時支給に関する請願(第一九九号)
- 一、建設行政機構の再編成に関する陳情(第三九号)

第一二五号 昭和二十四年十二月十二日受理
郡山営林局新設に関する請願
請願者 福島県郡山市長 本間善庵外一名
紹介議員 橋本萬右衛門君
現在福島県内の国有林の所管は、前橋営林局に属しているが、林業経営、交通、開発の面から見て不合理であるから、県下林業の中心地である郡山市に営林局を新設し、管轄区域を適当に案

す。これらの点は因循等によつて相当
嚴重に取締り又は逮捕しておりますけ
思ひます。

○委員(河井八郎) 御意見なしと
反対に關する請願(第七七号)

運輸省陸運局分室の地方庁移
反対に關する請願(第七七号)

て地方庁がこの監理行政を分担すると
鐵道と自動車の監督が分離してため

ら、県下林業の中心地である郡山市に
営林局を新設し、管轄区域を適當に案

配せられたいとの請願。

第一八六号 昭和二十四年十二月十
四日受理

恩給法臨時特例改正に關する請願

請願者 大分県速見郡八坂村大
字日野二、二二七 岩
尾卓三外三千七百十九
名

紹介議員 安部 定君

第三回国会において、恩給法臨時特例
が改正されて、恩給の増額が実現され
たが、困窮の度を加えている恩給受給
者の生活を保障するため、国家公務員
に対する賞金ペーヌ更改の都度、現受
給者の仮定は年給額もこれと並行し
て更改する法的処置をとられること
もに、また、恩給額の不均衡を是正さ
れて、受給者の生活維持に必要な所得
を給與されるよう処置せられたいとの
請願。

第一九八号 昭和二十四年十二月十
五日受理

恩給法臨時特例改正に關する請願

請願者 兵庫県出石郡出石町寄
田九 浅井重壽外八十
二名

紹介議員 中山 壽彦君

本請願の趣旨は、第一八六号と同じで
ある。

第一九九号 昭和二十四年十二月十
五日受理

恩給一時金即時支給に關する請願

請願者 大阪市北区牛丸町六五
大阪地方民主主義擁護
同盟準備会内 野口政
夫

紹介議員 板野 勝次君 細川
喜六君 中野 重治君

第一部 内閣委員会決議第一号 昭和二十五年二月二日【參議院】

政府は官公署関係労働者を整理したま
ま失業対策は全く等閑に附され、しか
も整理後四箇月を経過しているにもか
かわらず当然支拂われるべき恩給一時
金が未だに支拂われていないから、恩
給一時金を即時支拂われたいとの請
願。

第三九号 昭和二十四年十二月十四
日受理

建設行政機構の再編成に關する陳情

陳情者 東京都庁建設局内 石川
榮隆

従來の建設事業のほか、国立公園、
上下水道、林野開拓、水力電氣の開
発、港湾事業および各省官署事務等を
統合する建設行政機構の再編成につ
いて、公共事業省設置の議がおこり内閣
の行政審議會に提案された由である
が、これはまことに時宜を得た策であ
るからすみやかに実現を図られたいと
の陳情。

一月二十日日本委員会に左の事件を付託
された。

一、恩給法臨時特例改正に關する請
願(第二二二号)
一、恩給法臨時特例改正に關する請
願(第二二三号)
一、行政機関定員法改正に關する請
願(第二六二号)
一、恩給法臨時特例改正に關する請
願(第二七六号)
一、恩給法臨時特例改正に關する請
願(第三〇三号)

一、郵便局、電報電話局の人員増加
に關する請願(第三一九号)
一、運輸省陸運局分室の地方庁移
一、郵便通達業務の一元化に關する

請願(第三四一号)

一、郵便局、電報電話局の人員増加
に關する請願(第三四二号)

一、恩給法臨時特例改正に關する請
願(第三四六号)

一、氣象官署拡充に關する請願(第
三六七号)

一、恩給法臨時特例改正に關する請
願(第四三〇号)

一、恩給法臨時特例改正に關する陳
情(第七七号)

第二二二号 昭和二十四年十二月十
六日受理

恩給法臨時特例改正に關する請願

請願者 宮崎市清水町六〇 中
島短英外三千四百四十八
名

紹介議員 竹下 豐次君 水久保
其作君

さきに第三回国会において恩給法臨時特
例が改正され、恩給の増額が実施され
たが、物価の高騰はその後も止らず、
受給者の生活はますます困窮を加えて
いるから、(一)国家公務員給與ペーヌ
改訂毎に受給者の仮定年給額を併行
改訂すること、(二)昭和二十一年七月
一日を限界とする退職者の恩給額のい
ちじるしい等差を是正すること、(三)
昭和二十三年十二月三十一日以前退職
者の恩給額を昭和二十四年退職者の恩
給額に準じて是正すること等恩給法臨
時特例を改正せられたいとの請願。

第二二三号 昭和二十四年十二月十
六日受理

恩給法臨時特例改正に關する請願

請願者 愛知県春日井市堀ノ内
町二八四 伊藤伊藏外
百三十三名

紹介議員 山田 佐一君

この請願の趣旨は第二二二号と同じで
ある。

第二六二号 昭和二十四年十二月十
七日受理

行政機関定員法改正に關する請願

請願者 札幌市南大通り西五
日本炭鉱労働組合連合
会北海道支部内 磯原
啓量外二名

紹介議員 千葉 信君

日本再建のために電通、郵政事業に従
事する者は日夜奮闘しているのである
が、さきに公布実施された行政機関定
員法は、国家再建の主動力である労働
者の要望と、事業の実体を無視して一
方的に強行されたため、全国的に定員
の不均衡、人員の減少等のため事業の
遂行に支障をきたし、従業員の労働は
倍加され事業の維持運行はいよいよ困
難となつてきているから、国民の福利
と権利を維持するため、電通、郵政兩
者の機能を充分維持出来る定員になる
ように定員法を大幅改正せられたいと
の請願。

第二七六号 昭和二十四年十二月十
九日受理

恩給法臨時特例改正に關する請願

請願者 京都市上京区塔之段桜
木町三九五 鈴木博也
外四百四十名

紹介議員 奥主一郎君 岩本 月
潮君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じ
である。

第三〇三号 昭和二十四年十二月十
九日受理

恩給法臨時特例改正に關する請願

請願者 青森県弘前市大字袋町
七六 青森県恩給受理
者連盟会内 中西西蔵
外千四百四十九名

紹介議員 平野善次郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じ
である。

請願者 青森県弘前市大字袋町
七六 青森県恩給受理
者連盟会内 中西西蔵
外千四百四十九名

紹介議員 平野善次郎君

第三一九号 昭和二十四年十二月二
十日受理

郵便局、電報電話局の人員増加に關す
る請願

請願者 大阪市北区堂島西町大
阪電報局内全通信労働
組合大阪地区本部内
木村一三外八十八名

紹介議員 細川 喜六君 板野
勝次君

郵便局、電報電話局の従業人員は昭和
二十四年八月の人員整理による人員不
足のため勤務は過重となり事業の運営
に支障をきたし、ただちに人員増加の
処置を講じなければ将来の事業再建も
不可能な事態に立ち至ることは明らか
であるから、すみやかに郵便局、電報
電話局の人員補充を行われたい。また
人員補充の際には事業に精通している被
整理者を優先的に採用せられたいとの
請願。

第三二八号 昭和二十四年十二月二
十一日受理

運輸省陸運局分室の地方庁移

請願者 和歌山市八番丁三ノ二
社団法人和歌山県貨物
自動車運輸組合理事長
楠井勝一外六名

紹介議員 玉置吉之丞君

再び運輸省陸運局分室が地方庁に移

譲される由であるが、交通行政は鉄道、船舶および自動車等相互に連絡し、中央地方を通じて一元的に運営せらるべきものである。しかし地方行政は、その一貫性を失い本来の機能發揮に支障が多く、一方事業経営について地方庁がこの監理行政を分担すると鉄道と自動車監督が分離して、輸送の混乱をきたし、この事業の発達を阻害する虞があるから陸運局分室を現在のまま存置せられたいとの請願。

第三四一号 昭和二十四年十二月二十二日受理
郵便運送業務の一元化に関する請願
請願者 兵庫県芦屋市竹園町三三 葉山健助外二十名
紹介議員 千葉 信君

現在の複雑多岐にわたる郵便運送業務を一貫して運送業務の簡素化、能率化、経費の節減、定員の合理化、公衆サービスの向上等を図るため運送総局（仮称）のごときものを郵政省に独立設置し、この下に全国十四鉄道郵便局を連結した機構を樹立し、郵便運送業務の一元化を図らるべしとの請願。

第三四二号 昭和二十四年十二月二十二日受理
郵便局、電報電話局の人員増加に関する請願
請願者 和歌山市電報局内全通信労働組合和歌山地区本部内 茂野尚外三百四十九名
紹介議員 中西 功君

郵便局、電報電話局においては行政整理後の人員不足のため、交換手の休憩は一日十五分ないし二十分しかなく、その上人員のやり繰りのため午後十一時に帰るといふ事実上宿直と変わらない勤務の状態であつて、特定局においては週休制さえ実施されず、生理休暇もなく、加えて保険の強制募集、お年玉つきはがきの強制割当等労働強化のため、健康状態はいちじるしく低下している等深刻な実状にあるから郵便局、電報電話局の人員増加を実施せられたいとの請願。

第三四六号 昭和二十四年十二月二十一日受理
恩給法臨時特例改正に関する請願
請願者 大分県西国東郡田原村大字小野八四九 安藤貞雄外三千七百十二名
紹介議員 岩男 仁藏君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三六七号 昭和二十四年十二月二十二日受理
気象官署拡充に関する請願
請願者 東京都千代田区大手町一ノ七 全気象労働組合内 太田敏夫
紹介議員 細川 嘉六君 中野重治君 板野 勝次君

気象台は、従来極めて不十分な機構をもつて災害予知に努めてきたのであるが、今回の予算縮減と行政整理によつてさらに気象台の機能維持は困難となり、その上現在残っている職員もだんだん戦を離れて行く傾向にあつて、このままでは、災害をさらに増大せしめわが国の産業に重大な影響を興えることとなるから、気象官署の拡充をはかられたいとの請願。

請願者 大阪府南河内郡巖井寺町御陵西 小泉秀外二十九名
紹介議員 左藤 義詮君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七一号 昭和二十四年十二月二十一日受理
恩給法臨時特例改正に関する陳情
陳情者 兵庫県川辺郡中谷村内馬場 野路静夫外十三名

第三回国会において、恩給法臨時特例が改正されて、恩給の増額が実現されたが、困窮の度を加えている恩給受給者の生活を保障するため、国家公務員に対する賃金ベース更改の都度、現受給者の仮給年額もこれと並行して更改する法的処置をとるとともに、また、恩給額の不均衡を是正されて、受給者の生活維持に必要な所得を給與されるよう処置せられたいとの陳情。

一月二十六日日本委員会に左の事件を付託された。

一、外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「中央連絡協議会」を「在外公館等借入金整理準備会」

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除
第十四条の二を削る。

「東北連絡調整 仙台市」を「東北連絡調整 仙台市」を「東北連絡調整 仙台市」に改める。

農林省資材調整事務所の廃止、（三）労働保護行政の地方協議等につき適切な処置をとらるべしとの陳情。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 中央連絡協議会令（昭和二十四年政令第百三十二号）は、廃止する。
3 出入国の管理に関する政令（昭和二十四年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。
第五條を削る。
4 出入国管理連絡協議会令（昭和二十四年政令第百二十六号）は、廃止する。

一月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

第八七号 昭和二十五年一月二十三日受理
中央出先機関廃止に関する陳情
陳情者 鳥取県議会議長 中田吉雄

中央出先機関の整理とその権限の地方委譲は、地方自治確立上絶対必要條件であるので、すでに今日まで、建設院出張所、運輸省陸運局分室、通商省通商局分室等の廃止あるいは地方委譲が実現されたが、これら廃止あるいは委譲された機関は、まだ出先機関の一部であるから、（一）通商局分室が所掌していた電力関係事務の地方委譲、（二）

「中央連絡協議会」を「在外公館等借入金整理準備会」

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除
第十四条の二を削る。

「東北連絡調整 仙台市」を「東北連絡調整 仙台市」を「東北連絡調整 仙台市」に改める。

農林省資材調整事務所の廃止、（三）労働保護行政の地方協議等につき適切な処置をとらるべしとの陳情。